

消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正等を求める意見書

近年、加齢や認知症等の影響により、判断力が低下した高齢者を狙った悪質な訪問販売や電話勧誘販売によって、高齢者が不本意な契約を締結してしまうトラブルが増加しており、また、マルチ商法などによる若年成人の契約トラブルも引き続き深刻な状況である。

こうした状況に対し、平成28年5月に消費者契約法の一部改正が行われたものの、いくつかの論点が法改正に至らず積み残しの状況となった。また、現在、成年年齢の引き下げを盛り込んだ民法改正が検討されており、実現した場合には18～19歳の未成年者契約の取消権が喪失されることから、この年齢層を含む若年成人の消費者被害のさらなる増大が懸念されている。

社会の高齢化や情報化が今後もますます進展することが想定される中、高齢者や若年成人等の消費者被害を防止・救済する上では、合理的判断が働かない状態で締結された契約の取消権を拡大するなどの実効的な法整備が必要である。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 消費者庁から平成29年8月に提示された「報告書における消費者契約法の改正に関する規定案」の内容が反映されるよう、今国会中に確実に法改正を実現すること。
- 2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる「つけ込み型勧誘」の類型について、特に高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合の取消権規定について、早急に検討すること。
- 3 消費者に対して消費者契約の内容に関する必要な情報の提供に努めるべき事業者の義務（法第3条第1項）について、考慮すべき要因となる消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」など、適用範囲の明確化を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年（2018年）3月29日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）全議員